

2021. 1. 7

2021. 1. 13 更新

新型コロナウイルス感染拡大に伴うきっぷの取扱い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）に加え、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県等に対して緊急事態宣言が発令されました。

外出自粛のためご旅行を見合わせる場合、以下の条件すべてに該当されるお客様は、緊急事態宣言の期間終了後のお申し出であっても有効期間内にお申し出があったとみなして、弊社の規定により計算した額を無手数料で払戻しいたします。

1. 条件

- ① 緊急事態宣言に伴い外出を自粛される場合
- ② 1月13日以前に購入し、かつ、緊急事態措置期間（解除された日を含む。）を有効期間に含む対象となるきっぷをお持ちの場合
※1月7日に1都3県に発令された緊急事態宣言に伴う取扱いについては、[こちら](#)をご覧ください。

2. 対象となるきっぷ

普通乗車券、回数乗車券、団体乗車券、企画乗車券、特急券（特別車両券、個室券を含む。）
※チケットレス特急券は発車時刻までの取扱いに限ります。詳しくは下記をご参照ください。

3. 取扱期間

2021年1月13日から緊急事態宣言解除日の翌月末まで

4. 取扱場所

駅の発売窓口にて取り扱います。

● インターネットで購入されたチケットレス特急券の取扱いについて
対象となるチケットレス特急券をお持ちのお客様は、発車時刻までに限り無手数料にて払戻しをいたします。詳しくは「[インターネット予約・発売サービス](#)」の案内に従って手続きください。（発車時刻後の払戻しはできません。）

● 旅行会社が発売する旅行商品・きっぷの取扱いについて
お求めになった旅行会社にお問い合わせください。

本取扱いを変更・終了する場合は、当社ホームページにてお知らせいたしますので、今後の情報にご注意ください。

近畿日本鉄道株式会社